



## 国民年金保険料が未納となっている方へ

社会保険庁では、国民年金保険料が未納となっている方に対する「電話や文書による納付督促」や「戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務」について、民間委託を実施します。

県内でも、愛媛社会保険事務局から委託を受けた民間事業者が電話や文書、戸別訪問などで、国民年金保険料の納付のご案内します。

民間委託事業者

日立キャピタル債権回収(株)

実施期間

平成20年10月1日～

平成22年9月30日

問 松山西社会保険事務所

国民年金第二課

☎ 925-5175

町民課住民係

☎ 985-4106

## 介護保険料の年金天引きについて

介護保険料を特別徴収(年金天引き)により納めている方は、8月で仮徴収が終了し、10月より本徴収が始まります。(本徴収で納める額については、7月に郵送している「20年度介護保険料額決定通知書」でご確認ください)

なお、特別徴収は翌年度も引き続き行われますが、平成21年4月に納める金額は、平成21年2月に納める額と同額です。

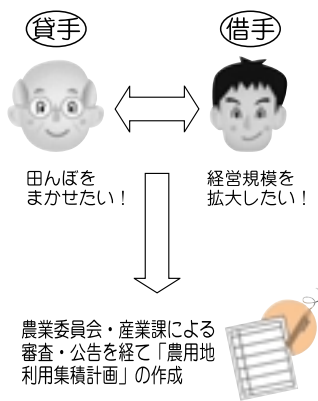
年度	20年度						年度
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
21年度	4月	同額	同額	同額	同額	同額	仮徴収
	2月						
							徴収区分
							仮徴収
							本徴収 (年間保険料額 - 仮徴収額)

問 介護保険課総務管理係

☎ 985-4115

## 安心して農地の貸し借りをを行うために

「後継者がいない」「高齢で農作業ができない」といった事情で農地を貸したい人と、「機械をもっと効率的に使いたい」「もっと経営規模を拡大したい」といった人との間で安心して農地の貸し借りを行う事業が「利用権設定等促進事業」です。この事業を利用すれば



- 貸した農地は期限がくれば必ず返ってくる
  - 期間満了前に、貸手・借手の双方に通知が来る
  - 期間満了後の離作料は不要
  - 利用権の再設定により継続して貸し借りができる
- というように、貸手・借手の双方に大きなメリットがあります。

受付期間

10月1日(水)～20日(月)

執務時間中

※ 詳しくはお問い合わせください。

問 農業委員会事務局

☎ 985-4131

## 平成21・22年度入札参加の受付

平成21・22年度に松前町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等、業務委託、物品等の入札への参加資格を希望される業者の申請書の受付期間は、11月4日(火)～12月25日(木)です。

時期が近づきましたら、監理課窓口、ホームページなどに詳細を掲示します。

なお、建設工事の審査申請に必要な書類「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」は、平成20年4月1日の制度改正後の通知書が必要ですので注意してください。

問 監理課入札検査・管財係

☎ 985-4157